

相手国政府・相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与額 (注2)	署名日 署名地 (効力注8) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
コモロ	コモロ連合政府に対する贈与に関する日本国政府とコモロ連合政府との間の交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入	300,000千円 -----	2019.12.3 パリで (同日)	日本側 小笠原一郎在コモロ大使 コモロ側 スエフ・モハメド・エル・アミン外務・国際協力大臣	2019.12.20 263号
コモロ	食糧援助に関する日本国政府とコモロ連合政府との間の交換公文	食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入	200,000千円 -----	2019.12.3 パリで (同日)	日本側 小笠原一郎在コモロ大使 コモロ側 スエフ・モハメド・エル・アミン外務・国際協力大臣	2019.12.20 264号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、○年△月□日を○.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。